

---

# プロンク議長新提案 の分析



Citizens Alliance for Saving

the Atmosphere and the Earth

2001年4月24日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA)

〒541-0041 大阪府中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル 1F

TEL:06-6203-2050 FAX:06-6203-2051

E-mail: [casa@netplus.ne.jp](mailto:casa@netplus.ne.jp)

Web: <http://www.netplus.ne.jp/casa/index2.html>

---

- 本報告書は、2001年4月9日付けの「ブロンク議長新提案」の概要をまとめ、2000年11月23日付けの「ブロンク議長ノート」と比較し、主な争点については11月23日付けへの各国の意見も盛り込んだ。

<原典>

- \* ブロンク議長新提案: “New proposals by the President of COP 6”, April 9, 2001  
[http://www.unfccc.de/sessions/cop6\\_2/unfccc\\_np.html](http://www.unfccc.de/sessions/cop6_2/unfccc_np.html)
  - \* ブロンク議長ノート: “Note by the President of COP 6”, November 23, 2000
  - \* 各国の意見: “Compilation of Views from Parties on the Informal Note by the President of COP 6 (dated 23 November 2000),” March 7, 2001  
<http://www.unfccc.int/resource/docs/cop6secpart/misc01.pdf>
- ★CASA「ブロンク議長ノートへの各国意見の比較」2001年4月10日を参照  
<http://www.netplus.ne.jp/casa/CommnetOnPronkPaper.html>

- 11/23 付けの議長ノートでは、BOX A(途上国問題)、BOX B(京都メカニズム)、BOX C(LULUCF)、BOX D(遵守制度)という構成であったが、新提案では7つに分けられている。
- ※印は、各国の意見又は解説を示す。

## 1. 新組織の体制 (Governance of new bodies)

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP 又は COP/MOP により、10 名で構成する (CDM 執行機関、適応基金カウンシル、遵守委員会促進部、遵守委員会履行強制部、技術移転に関する科学的及び技術的専門家の政府間助言グループ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CDM 執行機関は国連の地域別グループと AOSIS から 16 名、遵守委員会促進部と履行強制部は同じく 11 名</li> <li>他の委員会の構成については記述なし</li> </ul>
委員の選出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の 3 つから 10 名を選出する 5 つの国連地域グループから 1 名と AOSIS から 1 名 (計 6 名) 附属書 国から 2 名 非附属書 国から 2 名 途上国は、衡平性の観点から地理的な配分を主張、アンブレラは、附属書 I 国と非附属書 I 国という 2 つのグループを単位に選出することを主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>と のグループ別からの選出は記述なし</li> </ul>
委員選出の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローテーションの原則で選出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>
議決方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンセンサスによる決定</li> <li>コンセンサスにいたらない場合には、4 分の 3 の多数決で決定 (履行強制部ではこれに加えて、附属書 国と非附属書 国がそれぞれ多数決を占めることが必要) 履行強制部では二重の多数決が導入されており、附属書 国に拒否権に等しい権利を与えている。 オゾン層保護条約、モントリオール議定書をはじめ、生物多様性条約、バーゼル条約など多数国間環境条約の場合、条約機関の意思決定のルールは、コンセンサスによる決定を原則とし、コンセンサスにいたらない場合には 3 分の 2 の多数決による決定である。4 分の 3 の多数決は条約の改正の場合のルールであり、ここでの議決方法はこれまでの多数国間環境条約に比べて厳しいと見ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履行強制部の議決方法は左に同じ</li> <li>促進部の議決方法は 4 分の 3 の多数決だけで二重多数決を用いていない</li> <li>CDM の執行機関については、コンセンサスによる決定。コンセンサスにいたらない場合には 4 分の 3 の多数決による決定</li> </ul>
指導(guidance)	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP または COP/MOP による指導が一般的な性質のものにとどまり、個別の事案について指導するものではない</li> </ul>	<p>EU を含む先進国は、ブロンク議長ノートおよびブロンク新提案に書かれているように、COP または COP/MOP の指導を一般的な性格にとどまるとするのに対して、途上国は、できるだけ広範に (できるだけ細かなことまで) COP または COP/MOP が指導することを主張</p>
機関の補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての機関は気候変動枠組条約事務局が補佐 (service) (ただし、適応基金カウンシルは GEF 事務局が実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適応基金では、国連の実施機関が実施、CDM 執行機関が基金を管理など</li> </ul>

## 2. 資金源(Finance)

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
<b>指導(Guidance)</b>		
GEF への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトは、各国の必要性と優先度 (国家主導性) と国家計画での統合 (所有権) に基づく</li> <li>手法、政策、プロジェクトサイクル、交付の簡素化 (効率化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左については、条約基金で記述されていた (ただし、プロジェクトサイクルと交付は記述なし)</li> </ul>
<b>適応基金(Adaptation Fund)</b>		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>途上国における試験的又は具体的な適応プロジェクトとプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「非附属書 国での具体的な適応プロジェクト」と記述</li> </ul>
事業の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格な事業は、森林減少の回避、土地劣化及び砂漠化の防止に加えて、とりわけ「水資源管理、土地管理、農業、健康、インフラ開発、脆弱なエコシステム、統合的沿岸管理」(注釈で、森林減少の回避、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格な事業は、森林減少の回避、土地劣化及び砂漠化の防止のみを記述</li> </ul>

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
	<p>土地劣化及び砂漠化の防止は CDM プロジェクトとしての適格性はないと指摘されている)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林減少の回避と土地劣化及び砂漠化の防止については、「アフリカ諸国に対して特別な配慮を望む」とされている</li> <li>・ 異常気象への対応のためのセンター及び情報ネットワークを設置または強化</li> </ul>	
資金源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CDM の収益の一部 (CERs の 2%) 及び、附属書国からの拠出を資金源とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「附属書 国からの拠出」が追加されている</li> </ul>
基金の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適応基金は、GEF の下の新規の信託基金</li> <li>・ COP/MOP の指導の下で別のカウンシルが管理する</li> </ul> <p>管理主体については、アンブレラは GEF 事務局、G77+China は CDM 執行機関を主張していた</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CDM 執行機関が管理</li> </ul>
<b>特別気候変動基金(Special Climate Change Fund)</b>		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術移転、キャパシティビルディング、経済多様化へ向けての支援に加えて、「エネルギー、輸送、産業、森林、廃棄物」を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「条約基金」を「特別気候変動基金」に名称を変更</li> </ul>
資金供与の対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これらの活動、計画、措置は、GEF 気候変動重点分野に割り当てられる資金および多国間及び二国間の融資により、資金供与される活動、計画、措置に追加的かつ補足的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金源は、GEF への第三次増資、附属書 国による任意の拠出、初期割当量の x% を基金登録簿へ移転、ODA の 4 つが示されていた</li> </ul>
附属書 国による資金の拠出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠出方法は、金銭的拠出及び / 又は、割当量米国の具体的な目標を設定することに反対、アンブレラは拠出方法の記述削除を要求</li> <li>・ G77+China は新規かつ追加的な附属書 国による「義務的な拠出」を主張</li> </ul>	
基金の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別気候変動基金は、GEF の下の新規の信託基金</li> <li>・ COP の指導の下で GEF カウンシルが管理する</li> </ul> <p>アンブレラは COP/MOP の指導の下で GEF 事務局が管理することを、G77+China は UNEP のような国連専門機関の信託のもとにおくことを要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「条約基金」では、新規の「窓口」とされていた</li> </ul>
<b>後発発展途上国 (Least developed countries : LDCs)</b>		
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COP が LDCs 向けの別の作業計画を設置</li> <li>・ 国家適応行動計画と、これを支援する専門家の LDCs グループの設置を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左に同じだが、小規模 CDM が削除されている (6. メカニズムの CDM を参照)</li> </ul>
資金源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定される基準に従って、GEF が資金を供与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記述なし</li> </ul>
収益の一部の支払い免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LDCs における CDM 事業は、適応のための収益の一部の支払いが免除される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左に同じ</li> </ul>
<b>資金レベル(Resource levels)</b>		
資金の拠出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非附属書 国における気候変動活動のための新規で追加的な資金を拠出</li> <li>・ 贈与又は譲渡ベースとする</li> <li>・ G77+China などの途上国は、贈与又は譲渡ベースを主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記述なし</li> </ul>
資金の拠出目標の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2005 年までに全体で年間 10 億米ドルの拠出を目標</li> <li>・ アンブレラは約束期間全体で 10 億米ドルを主張していたが、EU や G77+China の意見が採用された</li> <li>・ 適応に利用される資金が、(単年ではなく)複数年で資金全体の約半分を占める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2005 年までに 10 億米ドルに達しない場合に JI と ET へ課徴金を課すとされていたが、削除されている</li> <li>・ アンブレラはこれに反対</li> <li>・ G77+China は 2000 ~ 2005 年の年間平均で 10 億ドルに満たない場合、不足分を JI と ET に課徴金を課すべきと主張</li> </ul>
CO2 排出量に基づく拠出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附属書 国の 1990 年の CO2 排出量に基づいて、目標数値を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記述なし</li> </ul>
資金目標の対象に含まれる資金フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金目標の計算には、気候変動重点分野に割り当てられる GEF への拠出、特別気候変動基金への拠出、適応基金への拠出、気候変動活動に関する二国間又</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「適応基金と条約基金に加えて、締約国は他のチャンネルを通じて気候変動向け資金供与の資金を増大させる」と</li> </ul>

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
	は多国間の資金供与(現在の資金レベルに対する資金の追加性を確保)を含む	記述され、曖昧だった
CDMの収益の一部と公的資金の取り扱い	・ 資金の計算には、CDMの収益の一部とCDM事業への公的資金を含めない AOSISなどの途上国はこれを主張	・ 記述なし
資金の報告	・ 附属書 国はCOPに対して、資金の状況を国家通報で報告する	・ 記述なし
COPの役割	・ 気候資金委員会からの助言に基づいて、COPはCDMの収益の一部から発生する資金を考慮しつつ、適応基金への割合と全資金量をレビューする ・ COPは、特別気候変動基金とGEFが対象とする個別の分野への基金の配分について指導を与える	・ 記述なし
拠出目標の負担分未払いの場合の措置	・ 拠出の目標の負担分を支払わない締約国は、新組織の委員となる資格を得ることができない	・ 記述なし
<b>気候資金委員会(Climate Resources Committee)</b>		
ハイレベル委員会の設置	・ COPは国連事務総長に対して、持続可能な発展の世界サミットに向けて、ハイレベル気候資金委員会の設置を勧告する	・ 該当する記述はないが、COP7で気候資金委員会の設置を決定するとされていた
委員会の役割	・ 委員会の役割は、資金のニーズと利用可能性の監視、資金の配分に関する助言、合意された資金供与目標が達成されたかどうかの決定、必要な場合の追加的資金集め、気候変動関連への拠出の審査基準の策定、既存の資金のルートと制度による検討のための政策的結論の作成が含まれる	・ 気候変動向け資金供与の拡充、主流化、モニタリングと評価が挙げられ、曖昧であった
委員の構成	・ 委員のメンバーは、COP議長、財政・開発・環境関連の大臣又は上級官僚、多数国間銀行と民間セクターのトップレベルの代表者とする	・ 記述なし

### 3. 技術移転 (Transfer of technology)

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
政府間助言グループの設置	・ SBSTAの下で、技術移転、技術移転に関する科学的及び技術的専門家の政府間助言グループを設置 ・ 目的は、技術移転、技術移転に関する情報ニーズと進展の障害を取り除き、条約4.5条の実施を促進すること	・ 地域技術情報センターを削除 ・ グループの構成では、「衡平な地理的配分に基づいて」を削除
資金源	・ 活動、計画、政策の資金源は、特別気候変動基金とGEFの気候変動重点分野	・ 記述なし

### 4. 対応措置の影響 (Impacts of response measures)

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
議定書3.14条	・ 議定書3.14条の下で、附属書 国は、3.1条の実施が途上国に与える社会的、環境的、経済的悪影響を最小化する行動に関して報告する ・ 例えば「化石燃料生産への補助金」の削減又は段階的な廃止 ・ 趣旨説明は、3.14条に関する実施上の問題は、遵守委員会の促進部の権限対象となることが明記されうる、としている	・ 市場を歪曲する手法としての「石炭補助金」と、「高エネルギー排出媒体」の利用の削減又は段階的廃止と記述されていた ・ 8条の下での国家通報において、市場経済移行国への柔軟な配慮が削除されている インドはこの削除を主張
条約4.8条	・ 条約4.8条の下で、附属書 国は、温室効果ガスの回収や貯蔵を行う化石燃料に関する技術の移転、化石燃料について環境効率性を改善するキャパシティビルディングなどを支援する	・ 附属書 国を附属書 国に変更 ・ 「途上国締約国は、国家通報の指針を効果的に実施しつつ」が削除されている

## 5. 土地利用、土地利用の変化、林業 (LULUCF)

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
<b>LULUCF を取り扱う際の原則(Guiding Principles for treatment of LULUCF activities under the Kyoto Protocol)</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 の原則               <ol style="list-style-type: none"> <li>十分な科学に基づいた決定</li> <li>信頼できる国家システム</li> <li>専門家レビューに基づくクレジット</li> <li>時間軸に対する一貫性</li> <li>京都議定書の有効性の確保</li> <li>計測責任の継続</li> <li>単なる炭素蓄積の存在の排除</li> <li>生物多様性と持続可能性への貢献</li> <li>1990 年以降の直接的人為的影響のみ</li> <li>IPCC good practice の適用</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>
<b>3.3 条関係 (今回では削除された事項)</b>		
森林の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の記述があった FAO の定義方法を用いる。定義に用いる数値 (樹冠率など) は国ごとに柔軟性を持たせる 将来の約束期間において、生態系に応じた定義の方法を適用するために、その可能性を検討するプロセスを設置する</li> </ul>
植林、再植林、森林減少の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の記述があった IPCC の定義方法を用いる</li> </ul>
<b>3.4 条関係(Article 3.4 of the Protocol)</b>		
適格性のある活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林管理、耕作地管理、牧草地管理、植生回復</li> <li>(森林や植生の) 劣化 (荒廃) 植生喪失 (森林減少に対応するもの) を第 1 約束期間に含めるための検討を IPCC、SBSTA で行って COP10 で決定する G77+China と AOSIS は、3.4 条の追加的活動を第 1 約束期間へ適用することに反対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「森林管理、耕作地管理、牧草地管理を広く定義された土地管理活動、植生回復を狭く定義された活動」としていたが削除された</li> <li>劣化と植生喪失を第 1 約束期間に含めようとする内容が加わった</li> </ul>
アカウント方法 < 第 1 段階 >	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.3 条のデビット量まで、1990 年以降の全管理森林によるクレジットを 100% 認める。ただし、上限を年間 30MtCO<sub>2</sub> とする アンブレラは「年間」30MtCO<sub>2</sub> を主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間か約束期間かが不明であったが、「年間」30MtCO<sub>2</sub> となった</li> <li>「1990 年以降」がより明確になった感がある</li> </ul>
< 第 2 段階 >	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 段階を超える森林管理のクレジットに対して 85% 割引する EU は「97%」を主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左に同じ</li> </ul>
< 第 3 段階 >	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の活動についてはネットネットの計算方法を適用する。すなわち、 約束期間の炭素蓄積変化 - 1990 年の炭素蓄積変化 × 5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「耕作地管理、牧草地管理のクレジットに対して 30% 割引、植生回復のクレジットに割引なし」が、「ネットネットの計算方法を適用」に変更された</li> </ul>
第 2 約束期間以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPCC に 2004 年の終わりまでに「1990 年以降の」 「直接的人為的」影響を計算する現実的な方法を完成するよう要請する</li> <li>SBSTA と COP はこれを将来の約束期間のルールとして完成させ、第 2 約束期間の交渉の一部として決定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定期的に方法をレビューする」が「2004 年までに完成させる」に変更されている</li> <li>「第 2 約束期間の目標を決定する前に、適格性のある活動のリストをルールとともにレビューする」と記述されていた</li> </ul>
<b>12 条関係(Article 12 of the Protocol)</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 約束期間については植林、再植林のみが適格性をもつ。ルールは SBSTA で検討し、COP8 で決定する EU と AOSIS は、少なくとも第 1 約束期間で LULUCF 活動を CDM に認めることに反対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「COP8 まで」という具体的な予定が示された</li> </ul>

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
<b>6 条関係(Article 6 of the Protocol)</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>JI プロジェクトは 3.3 条、3.4 条との一貫性を保つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに加えられた</li> </ul>
<b>クレジットの制限(Boundary condition for LULUCF accounting for the first Commitment Period)</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 約束期間においては、以下の 3 つの合計が、3.4 条の第 2 段階、第 3 段階のクレジット JI の ERUs CDM の CERs</li> <li>削減目標を持つ国は、削減目標の半分以上を超えてはならない。</li> <li>抑制目標を持つ国は、基準排出量を 5 倍した量の 2.5% を超えてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3.4 条全体のクレジットが 3% を超えてはいけない」が、「削減目標の半分又は、基準排出量を 5 倍した量の 2.5% を超えては」と変更された。また、この制限の中に、3.3 条の帳消し分が含まれていたが、削除された</li> </ul>

## 6 . 京都メカニズム (Mechanisms)

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
<b>原則(Principles)</b>		
条約との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>メカニズムの利用に際して、締約国は条約第 2 条 (目的) と第 3 条 (原則) で指導される</li> <li>第 2 条には「究極の目的」、第 3 条には「共通だが差異ある責任」「気候変動の悪影響への配慮」「予防措置」「科学的な不確実性を理由に対策を延期しない」「途上国の持続可能な発展」等が規定されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Fungibility で記述されていた</li> </ul>
<b>補完性(Supplementarity)</b>		
政策と措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策と措置は国の状況に応じて実施し、かつ / 又は検討される (議定書第 2.1 条(a) と同じ)</li> <li>それに加えて、「先進締約国と発展途上締約国との一人当たり排出量の不平等性を少なくする」ことも記述されている</li> <li>インドは、一人当たり排出量の不平等性の解消を主張している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>
補完性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属書 国は 1990 年以降、主に (chiefly) 国内対策によって、排出コミットメントを達成する</li> <li>米国と豪州とロシアは significant、G77+China は JI・CDM・ET の利用は割当量の 9% を上限とすべきと主張していた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「主に (primarily)」から、より定性的な表現に変更されている</li> </ul>
情報の提出と審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>定性的及び定量的な情報を 7 条の下で提出し、8 条の下でレビューする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進部が補完性の規定の履行確保について助言するという一文が本文から削除され、趣旨説明の部分に「補完性についての履行上の問題については、促進部の権限となることが明記される」と書かれている</li> </ul>
環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の保全は、メカニズムの十分な手法やルールや指導、シンク活動への厳格な原則とルール、強力な遵守レジュームによって達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>
補完性に関する最初の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の評価は、2005 年までの附属書国の第 4 回国家通報で報告される</li> </ul>
<b>適格性(Eligibility)</b>		
方法に関する条件・報告の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>メカニズムに参加する附属書 国は、5.1 条 (排出 / 吸収源による除去の推計の国内制度) 5.2 条 (推計方法の調整) 7.1 条 (年次報告情報) 7.4 条 (情報送付のガイドラインと割当量のアカウントの方式) の下で、方法に関する条件と報告条件を満たす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>
遵守委員会履行強制部による取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>遵守委員会履行強制部が取り扱う</li> <li>条件を満たしていることを示す報告書について 16</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格性要件が履行強制部の対象となることは、遵守の項目に記述されていた</li> </ul>

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
	ヶ月以内に何の決定もなされない場合、締約国は参加の適格性を有する	
遵守に関する合意(協定)への同意	・ 京都議定書を捕完する遵守に関する合意(協定)に同意した締約国のみが、メカニズムの利用で生じるクレジットを遵守のために利用する権利が付与される	・ 記述なし
適格性要件を満たすべき時点	・ (趣旨説明において)排出量取引と(適格性要件を満たすことによる削減の検証を行う)共同実施については、締約国は適格性要件を満たすべき。CDMおよび(検証手続を行う)共同実施については、締約国は、約束を履行するためにCERsおよびERUsを利用する際に、適格性要件を満たすべき	・ 記述なし
<b>議定書 12 条関連(CDM) (Issues related to Article 12 of the Protocol)</b>		
プロジェクトの判断	・ 「非附属書 国」は、プロジェクト活動が国家戦略及び/又は持続可能な発展に基づく優先度に適合するか判断する	・ 「各締約国」とされていた AOSIS とインドは「ホストの途上国」を主張
原子力関連施設	・ 附属書 国は、CERs を生じさせるために原子力関連施設を利用することを慎む (refrain) アンブレラ、インドは削除を主張、G77+China はグループ内での合意なし。スウェーデン、ポーランド、スイス、AOSIS は支持	・ 変更なし
ODA	・ CDM への公的資金を ODA の流用としない	・ 記述なし
小規模事業	・ 小規模事業への簡略手続の適用。15MW 以下の再生可能エネルギープロジェクト、5 MW 以下の省エネルギー対策を対象とする	・ 具体的な数字が示されていなかった
プロンプトスタート	・ 執行機関の選出は COP7 で行い、CDM を速やかに開始する	・ 選出次期を次回の SB (SB14) としていた
<b>議定書 17 条関連(排出量取引) (Issues related to Article 17 of the Protocol)</b>		
約束期間リザーブ	・ 国家登録簿に保持される約束期間リザーブは、次の水準のうちで低い方を下回ってはいけない 3.7条と3.8条に基づいて計算された割当量の90% 審査された最新の目録の5倍	・ については「70%」とされていた 豪州は60%、スウェーデン・スイス・AOSIS は98%を主張していた ・ については、「予測される、又は最近の排出量に基づいて決定される分量」とされていた
<b>議定書 6 条関連(共同実施) (Issues related to Article 6 of the Protocol)</b>		
適格性条件と手続	・ 5.1 条 (排出 / 吸収源による除去の推計の国内制度) 5.2 条 (推計方法の調整) 7.1 条 (年次報告情報) 7.4 条 (情報送付のガイドラインと割当量のアカウントングの方式) 国家登録簿制度の保持という適格性条件を満たせば、6 条事業からの削減は、事業受入国により検証される ・ 移転国が報告の条件を遵守しない場合、事業の検証は、CDM に類する手続がとられるべき	・ 報告の条件を満たせば、検証に関する厳格な手続は必要ない、とされていた (新提案は、報告の条件を満たした場合の検証手続について事業受入国による検証とする) ・ ほぼ同じ
原子力関連施設	・ 附属書 国は、ERUs を生じさせるために原子力関連施設を利用することを慎む (refrain)	・ CDM と同様に JI にも追加されたスウェーデン、ポーランド、スイス、AOSIS がこれを主張していた
<b>議定書 4 条関連とメカニズム (Issues related to Article 4 and the mechanisms)</b>		
EU バブル問題	・ メカニズムの利用の規定は、4 条の下で行動する締約国に個別に適用すべき ・ 3.7 条にしたがったそれぞれの割当量は、4.1 条の合意の定めるそれぞれの排出レベルと等しい アンブレラはバブルについて、環境との整合性の観点から詳細に検討する必要があると主張した	・ 記述なし
<b>3.1 条を遵守するための CERs、ERUs、AAUs の利用 (Use of CERs, ERUs and AAUs for compliance with Article 3.1)</b>		
CERs、ERUs、AAUs の利用	・ CERs、ERUs、AAUs は 3.1 条のコミットメントを達成するために利用してもよい	・ 変更なし
CERs の第 2 約束期間	・ CERs は第 2 約束期間でのコミットを達成するた	・ 記述なし



項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
へのバンキング	めにバンキングしてもよい アンブレラは、クレジットのバンキングを認めるように主張 ・ ただし注釈では、「第2約束期間へのCERsの過剰なバンキングについていくつかの国が表明している懸念は、第2約束期間に関する交渉で適切に扱われる」と記述されている	
交換可能性(ファンジビリティ)	・ CERs, ERUs, AAUs は排出及び抑制目標を変更することなく割当量から足し引きができる アンブレラは3つのクレジットの交換可能性を主張し、途上国はこれに反対していた	・ ERUs と PAA (AAUs と同じ) は割当量から足し引きが可能とされ、「排出及び削減目標の変更なし」について記述されていない。CERs は「排出及び抑制目標を変更することなく」割当量に追加されうるとされた ・ ERUs と AAUs の交換可能性を認める記述があったが、削除されている
第2約束期間の扱い	・ 注釈では、第2約束期間に関する議論は2005年までに開始して2008年までに結論を出す	・ 第一約束期間開始までに第二約束期間の削減義務を採択することは、遵守の項目に記述されていた。また、2005年末までに第二約束期間の約束の検討を開始することは、議定書の3.9条に規定されている

## 7. 遵守制度 (Compliance)

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
<b>権限と役割(Mandates and roles)</b>		
権限と役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>履行強制部は、3.1条、5.1条、5.2条、7.1条、7.4条のもとでの義務と、6条、12条、17条のもとでの適格性要件を対象</li> <li>促進部は、他のすべての義務を対象</li> <li>市場経済移行国には、議定書3.6条にしたがって、COP/MOPにより柔軟性が認められる</li> <li>上訴手続なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履行強制部の権限は、3.1条と、6条、12条、17条のもとでの適格性要件のみであった(5.1条、5.2条、7.1条、7.4条は権限対象外であった)</li> <li>促進部の権限は、履行強制部の権限対象とならないすべての義務という点で同じ</li> <li>「促進部は、京都議定書を実施し、締約国が議定書の約束を促進するのに助言し、便宜を与える責任を負う」という記述があった</li> <li>上訴手続なし、については同じ</li> </ul>
<b>履行強制部が適用する不遵守の帰結(Consequences of non-compliance to be applied by the enforcement branch)</b>		
3.1条(削減義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>締約国の排出量が当該約束期間の削減義務を超過する場合 以下に相当する排出許容量のトン数を、次期約束期間の割当量から差し引く (a) 割当量を1%未満超過: 超過排出量のトン数の1.1倍 (b) 割当量を1%以上8%未満超過: 超過排出量のトン数の1.5倍 (c) 割当量を8%以上超過: 超過排出量のトン数の2.0倍 削減義務を満たしていると履行強制部が認めるまで、トンの移転の適格性を停止 審査と評価のために、国内措置を優先する、遵守行動計画を提出する義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.1条の不遵守の帰結について次期約束期間からの超過分の差し引きについては、超過排出量の程度にかかわらず、一律1.5のペナルティ率が適用されることとなっていた。次期約束期間においても遵守していない締約国には、ペナルティ率が0.25増加することになっていた ペナルティ率について、豪州1.0倍、日本1.1倍、米加1.3倍。G77+Chinaは2倍とし、その後不遵守の間超過分について毎年0.5倍割増し。EUは2倍とし、次の約束期間後も不遵守の場合はさらに4倍まで増大を主張 トンの移転の適格性の停止については、3.1条不遵守の帰結として記述はなかった</li> </ul>

項目	概要	ブロンク議長ノートとの比較
		<p>遵守行動計画については、履行強制部の「承認」のために提出するとなっていた。また、「国内措置を優先する」という文言はなかった</p> <p>アンブレラは、「履行強制部の承認」を削除するように主張</p>
5.1条、5.2条、7.1条、7.4条（方法に関する条件と報告の条件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査と評価のために、義務履行計画を提出する義務</li> <li>履行強制部は不遵守の原因、種類、程度、頻度を考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1条、5.2条、7.1条、7.4条の不遵守の帰結については記述なし</li> </ul>
（適格性要件に基づく）6条、12条、17条	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1条、5.2条、7.1条、7.4条のもとでの方法に関する条件と報告の条件を履行していると履行強制部が認めるまで、トンの移転と獲得の適格性を停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（適格性要件に基づく）6条、12条、17条の不遵守の帰結については記述がなし</li> </ul>
第2約束期間の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属書I国の第二約束期間の約束は、2008年までに採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一約束期間開始前に採択というのは同じ。「附属書I国の」という文言はなし</li> </ul>
<b>遵守制度採択の根拠(Basis of adoption)</b>		
遵守制度採択の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書を補完する公式の合意（協定）の採択</li> <li>趣旨説明において、気候変動枠組条約の議定書として、この合意を採択することが示唆</li> <li>（メカニズムの項目において）遵守に関する合意（協定）に同意した締約国のみが、遵守のためにメカニズムから生じるクレジットを利用する権利がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に同じ（「拘束力の伴う帰結を含む」という文言は削除）</li> </ul>
<b>今回では削除又は移動された事項</b>		
政策と措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の記述があった 政策と措置に関する情報交換の継続 3.2条の「明白な進展（demonstrable progress）」の意味と報告の指針についてCOP7で検討</li> </ul>
附属書I国と非附属書I国との差異化	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の記述があった 履行強制部の権限は、附属書I国の義務に限定 CDM事業への参加について、非附属書I国には適格性要件はない 促進部による帰結には締約国間での差異はない</li> </ul>
COP/MOPと遵守委員会の関係	(1. 新組織の体制の項目参照)	(1. 新組織の体制の項目参照)
遵守委員会の構成	(1. 新組織の体制の項目参照)	(1. 新組織の体制の項目参照)